

令和3年度における地方独立行政法人岩手県工業技術センターの障害者就労施設等からの優先調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

2 対象とする範囲

本調達方針の対象とする範囲は、法人が行う物品等の調達とする。

3 対象となる施設等

本調達方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 就労者移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- (8) 重度障がい者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
 - ア 障がい者の雇用者が5人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障がい者に定める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (9) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 対象となる物品等

法人が障害者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。

以下に記載がないものであっても、法人が調達可能な物品等であれば対象とする。

- (1) 物品
 - ア 事務用品（用紙、封筒、ゴム印等）

イ 食料品、飲料（パン、弁当、コーヒー、茶等）

ウ 小物雑貨（各種記念品、花苗、防災用品等）

エ その他の物品

(2) 役務

ア 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット、封筒等の印刷）

イ クリーニング（クリーニング、リネンサプライ等）

ウ 清掃・施設管理（清掃、除草作業等）

エ 情報処理・テープ起こし（ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こし等）

オ その他（仕分け、発送、梱包、資源回収・分別等）

5 基本的な考え方

(1) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達への推進に努めるものとする。

(2) 物品等の調達に当たっては、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

6 調達目標の設定

障害者就労施設等からの物品等の調達目標額は 50 千円とする。

7 調達の推進方法

法人は、県等が推催する障害者就労等施設等が供給できる物品等の情報を収集し、所内で情報共有を図り、調達の推進に努める。

8 調達方針の公表等

(1) 調達方針は、法人のホームページにより公表するものとする。

(2) 法人は、調達実績を会計年度終了後に取りまとめ、速やかに法人のホームページにより公表するものとする。